

参考資料（４）

国内アンケート回答¹

¹ 回答を得た 440 者の名称と回答内容は非公開のため電子データのみとした。したがって、プリントアウト資料は国内アンケート質問票のみを添付した。

平成 24 年 9 月 27 日

各 位

「各国における意匠の表現に関するアンケート調査」への協力をお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

今年度、一般社団法人 日本国際知的財産保護協会（AIPPI JAPAN）では、特許庁からの委託を受け、「各国における意匠の表現に関する調査研究」を実施しておりますが、その一環として、国内外の意匠制度を利用している国内の企業、大学、特許等事務所（以下、本文にて「ユーザー」と言います。）の方々からのご意見をお聞かせいただきたくアンケートをお送りさせていただきました。

我が国のヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の方向性が議論されている中で（平成 24 年 1 月 27 日 産業構造審議会知的財産政策部会意匠制度小委員会等）、国内意匠制度における図面提出要件等の意匠の表現についても合わせて検討する必要性が指摘されております。

本調査の目的は、このような状況の下で、ユーザーの方々の意匠の表現に関するご意見をお伺いして、我が国の意匠制度における適切な意匠の表現の在り方を検討するにあたっての参考とさせていただくものです。

ご多忙中の折、誠に恐縮ではございますが、本趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬具

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会
国際法制研究室長 川上 溢喜

各国における意匠の表現に関するアンケート調査

【回答方法】

- ①同封のアンケート質問票に回答を直接ご記入ください。
- ②電子ファイルに入力を希望される場合は、下記アドレスへメールをお送りください。担当者より電子ファイルを添付してお送りいたしますので、その電子ファイルに回答をご記入ください。

【電子ファイル請求アドレス】 toshiyuki.iwamoto@aippi.or.jp

【返信方法】

平成24年10月19日（金）までに届くように、以下のいずれかの方法でご返信ください。

- ①同封の返信用封筒にて株式会社アドレス宛にご投函ください。
- ②電子ファイルにての回答をご希望された方は、E-Mailに電子ファイルを添付して上記のアドレスに返信をしてください。

【ご回答にあたってのお願い】

- ①本アンケートは、企業、大学、特許等事務所（代理人）の方に回答をお願いしておりますので、一部の質問において表現が包括的な部分がありますことをご了承ください。
- ②本アンケートへのご回答は、企業、大学、特許等事務所（代理人）におかれまして、意匠業務全般を統括されている方に記入していただきますようお願いいたします。
- ③回答は、選択肢形式と自由記載形式とがあります。選択肢形式の選択肢数は設問によって異なります。設問に従ってお答えください。自由記載形式では、記入欄にご記入ください。

【個人情報等の守秘管理について】

- ①ご回答いただいた内容は、本調査の目的以外には一切使用いたしません。特許庁関係者、当協会担当部門の必要最小限の者のみが利用します。
- ②調査結果は、来月4月以降に特許庁ホームページにおいて公開される予定です。本アンケート調査の統計処理及び解析結果は掲載されますが、個別の回答はもとより回答者が特定される情報は一切掲載されません。
- ③本アンケート調査は、株式会社アドレスに発送・回収・集計等の業務を委託しております。アドレス社と当協会は「秘密保持契約書」を取り交わしております。従いまして、返信用封筒の宛先がアドレス社となっておりますことをご了承ください。

【お問合せ先】

本アンケートに関するお問合せは、下記担当者までお願い致します。

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1 郵政福祉琴平ビル4階

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会 担当：国際法制研究室 岩本 東志之

TEL：03-3591-5315 FAX：03-3591-1510

(E-mail：toshiyuki.iwamoto@aippi.or.jp)

「各国における意匠の表現に関する調査研究」アンケート質問票

■ご回答いただく方（ご回答代表者）のご連絡先を、差支えない範囲でご記入ください¹。

会社／大学／特許等事務所（代理人）名：	
所属部署：	お名前
電話番号：	E-Mail：
住所：	

I. 貴社／大学／特許等事務所（代理人）に関するご質問

Q1-1 貴社／大学／特許等事務所（代理人）の業種を次の中から選びチェックをしてください²。

<input type="checkbox"/> ①建設業	<input type="checkbox"/> ⑩電気機械製造業
<input type="checkbox"/> ②食品製造業	<input type="checkbox"/> ⑪輸送用機械製造業
<input type="checkbox"/> ③繊維・パルプ・紙製造業	<input type="checkbox"/> ⑫業務用機械器具製造業
<input type="checkbox"/> ④医薬品製造業	<input type="checkbox"/> ⑬その他の製造業
<input type="checkbox"/> ⑤化学工業	<input type="checkbox"/> ⑭情報通信業
<input type="checkbox"/> ⑥石油石炭・プラスチック・ゴム・窯業	<input type="checkbox"/> ⑮卸売・小売等
<input type="checkbox"/> ⑦鉄鋼・非鉄金属製造業	<input type="checkbox"/> ⑯その他の非製造業
<input type="checkbox"/> ⑧金属製品製造業	<input type="checkbox"/> ⑰教育・TLO・公的研究機関・公務
<input type="checkbox"/> ⑨機械製造業	<input type="checkbox"/> ⑱特許等事務所・個人・その他

Q1-2 企業の方に質問いたします。貴社の資本金（平成23年度決算時）を次の中から選びチェックをしてください。

<input type="checkbox"/> ①1,000万円未満
<input type="checkbox"/> ②1,000万円以上～5,000万円未満
<input type="checkbox"/> ③5,000万円以上～1億円未満
<input type="checkbox"/> ④1億円以上～3億円未満
<input type="checkbox"/> ⑤3億円以上～10億円未満
<input type="checkbox"/> ⑥10億円以上～100億円未満
<input type="checkbox"/> ⑦100億円以上～1,000億円未満
<input type="checkbox"/> ⑧1,000億円以上

¹ お名前、連絡先（メールアドレス）をご記入いただくのは、返信された回答について確認させていただきたい事項が生じた場合などに、ご連絡をさせていただく可能性を考慮したためです。守秘義務は厳重に履行いたします。

² 本分類は特許庁で実施している「知的財産活動調査」

（http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/pdf/h23_tizai_katsudou/kekka.pdf）を基本に作成しております。

Q1-3 企業の方に質問いたします。貴社の売上高（平成 23 年度決算時）を次の中から選びチェックをしてください。

- ①1,000 万円未満
- ②1,000 万円以上～1 億円未満
- ③1 億円以上～10 億円未満
- ④10 億円以上～100 億円未満
- ⑤100 億円以上～1,000 億円未満
- ⑥1,000 億円以上～2,000 億円未満
- ⑦2,000 億円以上～5,000 億円未満
- ⑧5,000 億円以上

Q1-4 貴社／大学／特許等事務所（代理人）の従業員数を次の中から選びチェックをしてください。

- ①10 人未満
- ②10 人以上～50 人未満
- ③50 人以上～100 人未満
- ④100 人以上～300 人未満
- ⑤300 人以上～1,000 人未満
- ⑥1,000 人以上～5,000 人未満
- ⑦5,000 人以上

Q1-5 貴社／大学／特許等事務所（代理人）の意匠業務の担当者数を次の中から選びチェックをしてください。

- ①担当者なし
- ②0.5～1 人
- ③1.5～3 人
- ④3.5～5 人
- ⑤5.5～10 人
- ⑥10 人以上

Q1-6 貴社／大学／特許等事務所（代理人）の国内の意匠登録出願件数（平成 23 年度）を次の中から選びチェックをしてください。

- ①5 件未満
- ②6 件～10 件
- ③11 件～20 件
- ④21 件～50 件
- ⑤51 件～100 件
- ⑥101 件以上

Q1-7 海外に意匠出願をされている企業／大学／特許等事務所（代理人）の方に質問します。貴社／大学／特許等事務所（代理人）の海外への意匠出願件数（平成 23 年度）を次の中から選びチェックをしてください。同一意匠を複数の国に出願している場合はそれぞれの国への出願を 1 件と数えてご回答ください。

- | |
|-----------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①1～5 件 |
| <input type="checkbox"/> ②6～10 件 |
| <input type="checkbox"/> ③11～30 件 |
| <input type="checkbox"/> ④31 件以上 |

Q1-8 現在、意匠出願を行っている主な国（日本を除く）をすべて選びチェックしてください。

アジア	<input type="checkbox"/> 1. 中国	<input type="checkbox"/> 2. 韓国	<input type="checkbox"/> 3. 台湾
	<input type="checkbox"/> 4. 香港	<input type="checkbox"/> 5. シンガポール	<input type="checkbox"/> 6. タイ
	<input type="checkbox"/> 7. ベトナム	<input type="checkbox"/> 8. インドネシア	<input type="checkbox"/> 9. マレーシア
	<input type="checkbox"/> 10. フィリピン	<input type="checkbox"/> 11. インド	
オセアニア	<input type="checkbox"/> 12 オーストラリア	<input type="checkbox"/> 13. ニュージーランド	
欧州	<input type="checkbox"/> 14. 欧州共同体商標意匠庁（OHIM）	<input type="checkbox"/> 15. ドイツ	
	<input type="checkbox"/> 16. フランス	<input type="checkbox"/> 17. イギリス	<input type="checkbox"/> 18. イタリア
	<input type="checkbox"/> 19. ロシア	<input type="checkbox"/> 20. トルコ	
北米	<input type="checkbox"/> 21. アメリカ	<input type="checkbox"/> 22. カナダ	<input type="checkbox"/> 23. メキシコ
南米	<input type="checkbox"/> 24. ブラジル	<input type="checkbox"/> 25. アルゼンチン	<input type="checkbox"/> 26. ペルー
中東	<input type="checkbox"/> 27. アラブ首長国連邦		
アフリカ	<input type="checkbox"/> 28. アフリカ知的財産権機関（OAPI）	<input type="checkbox"/> 29. 南アフリカ	
	<input type="checkbox"/> 30. エジプト		
上記以外の 国・地域	<input type="checkbox"/> 31. その他の国・地域（下欄へご記入ください） ()		

Q1-9 海外に意匠出願する際の一意匠あたりの平均出願国数を次の中から 1 つ選びチェックをしてください。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> ①3 か国未満 |
| <input type="checkbox"/> ②3 か国以上～5 か国未満 |
| <input type="checkbox"/> ③5 か国以上～10 か国未満 |
| <input type="checkbox"/> ④11 か国以上～20 か国未満 |
| <input type="checkbox"/> ⑤20 か国以上 |

II. 事例を用いた意匠の適切な表現に関するご質問

1. 図面の簡素化に関するご質問

(1) 底面や背面の記載が省略された重量物などの意匠

Q2-1-1 下図 1 の出願 A の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○ 特定可能 △ 一部特定可能 × 特定できない

Q2-1-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

- ①物品（冷蔵庫）の正面からの写真でしか意匠が表現されておらず、他の面（背面、左右側面、平底面）の意匠が不明であるため。
- ②左扉中央の矩形部の意匠が、この 1 写真だけでは不明確であるため。
- ③部分意匠の出願と解したとしても、当該物品全体の形状が破線で記載されていないので物品全体に対する部分意匠の態様が不明確であるため。

自由記載欄：

Q2-1-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

- ①六面図（正背面図、左右側面図、平底面図）あるいは写真、すべてを添付する（ただし左右側面が同一形態の場合はいずれかを省略可能とする）。
- ②左扉中央の矩形部の意匠の説明を願書に記載する。または、当該部分の拡大図を添付する。
- ③部分意匠の出願と解して、不足している全体の意匠を破線で描く。

自由記載欄：

出願 A

(意匠は本写真のみで表現されています。)

【意匠に係る物品】

冷蔵庫 (Refrigerator)

(国際登録 DM/076703)



図 1

(2) 6 図に満たない数の図法で表現された意匠

Q2-2-1 下図 2 の出願 B の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-2-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①物品（計量カップ）が三図面でしか表現されておらず（その内、一図面は斜視図）、これらの図だけでは開示しきれない箇所の形状が不明確であるため。
<input type="checkbox"/> ②把持部の形状にも特徴があるが、当該部分の表現が不明確であるため。
<input type="checkbox"/> ③図 1.1 が、底面図なのか平面図なのかが不明確であるため（底面を表す線が記載されていない）。

自由記載欄：

Q2-2-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

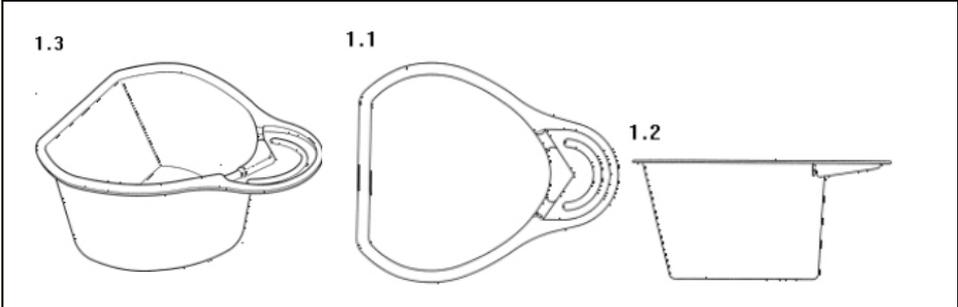
<input type="checkbox"/> ①六面図（正背面図、左右側面図、平底面図）及び必要に応じ断面図を添付する（ただし左右側面が同一形態の場合はいずれかを省略可能とする）。
<input type="checkbox"/> ②把持部の形状を明確に表現するために、当該部分の拡大図を添付するか、願書において説明をする。
<input type="checkbox"/> ③正投影図法に基づいて作図し、必要な線（底面を表す線）を省略しない。

自由記載欄：

出願 B
(意匠はこれら三図面のみで表現されています。)

図 2

【意匠に係る物品】
計量カップ
(Measuring cup)



(国際登録 DM/046863)

(3) 限られた角度のみにより表現された意匠

Q2-3-1 下図3の出願Cの場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-3-2 △または×を回答された方に質問をいたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<p><input type="checkbox"/> ①全体意匠の出願か部分意匠の出願かが、この1写真のみではわからないため。</p> <p><input type="checkbox"/> ②部分意匠の出願(例えば天板部)としたとしても、当該斜視図(写真)の角度のみでは天板の正確な形状が不明確であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> ③脚部と天板の取り付け部分などの細部が、当該斜視図(写真)の角度のみからでは表現ができないため。</p>
自由記載欄：

Q2-3-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<p><input type="checkbox"/> ①全体の意匠出願か、部分意匠出願かを願書に記載する。</p> <p><input type="checkbox"/> ②部分意匠の出願とする場合は、登録を受けようとする部分の平面図、側面図を添付し、他の部分は破線で記載する。</p> <p><input type="checkbox"/> ③取り付け部分など細部を明確に表現するために当該部分の拡大図を添付するか、願書において細部についての説明を記載する。</p>
自由記載欄：

<p>出願C (意匠は本写真のみで表現されています。)</p> <p>【意匠に係る物品】</p> <p>机 (Desk)</p> <p>(国際登録 DM//077998)</p>		<table border="1"><tr><td>図3</td></tr></table>	図3
図3			

2. 図面の多様化に関するご質問

(1) スケッチ図のように描かれて表現された意匠

Q2-4-1 下図4の出願Dの場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

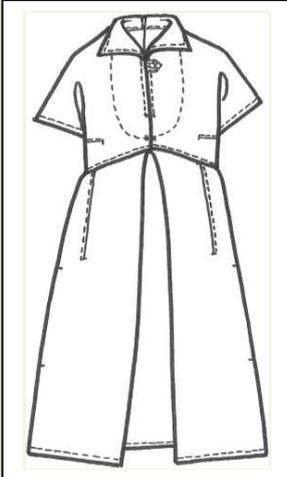
○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-4-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①物品(ローブ)の正面スケッチ図でしか意匠が表現されておらず、他の面(特に背面)の意匠が不明であるため。
<input type="checkbox"/> ②図面がスケッチ的に描かれているので細部の形状(例えば、袖口の形状、スカート部が襞であるのかスリットであるのか等)が不明確であるため。
自由記載欄：

Q2-4-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①六面図(背面図、左右側図、平底面図)あるいは写真、すべてを添付する。
<input type="checkbox"/> ②正確な形状を特定するのに必要な最低限の図面(必要な場合は拡大図)を添付する。
<input type="checkbox"/> ③細部の形状を図面で表現することが困難な場合は、願書において説明を記載する。
自由記載欄：

<p>出願D (意匠は本図面のみで表現されています。) 【意匠に係る物品】 ローブ (Robe)</p> <p>(フランス意匠登録番号 20122625)</p>		<p>図4</p>
---	--	-----------

(2) 空間デザイン

Q2-5-1 下図 5 の出願 E の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

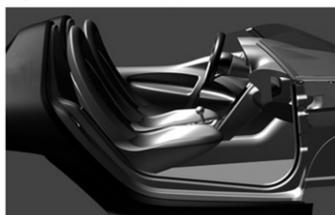
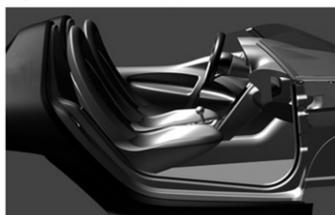
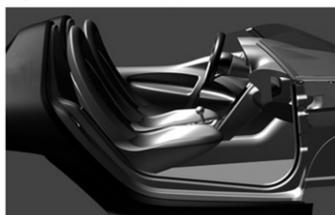
○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-5-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①「乗用車用内装」という物品（概念）がなく、「乗用車用内装」の権利範囲が不明確であるため。
<input type="checkbox"/> ②複数の物品（ハンドル、シフトレバー等）が、配置されているだけで一意匠を構成しているとはいえないため。
<input type="checkbox"/> ③個々の物品の配置に特徴があり一意匠を構成しているとしても、各物品の詳細および乗用車全体の形状が表現されておらず、登録を受けようとする意匠が不明確であるため。
自由記載欄：

Q2-5-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①「乗用車用内装」という物品（概念）を新たに設け、どの物品までが内装に含まれるのかを定義する。
<input type="checkbox"/> ②内装以外の範囲はディスクレームしていることを明確にするため、破線で乗用車全体の構造を描いた図面を添付する。
<input type="checkbox"/> ③内装を構成する各物品の意匠を表現した図又は写真を添付し、各物品の形状が特定できるようにする。
自由記載欄：

出願 E (意匠はこれら三写真のみで表現されています。)	図 5			
【意匠に係る物品】乗用車用内装 (Interior for vehicles)				
<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">1.1 </td><td style="text-align: center;">1.2 </td><td style="text-align: center;">1.3 </td></tr></table>		1.1 	1.2 	1.3 
1.1 	1.2 	1.3 		
(国際登録 DM/075157)				

(3) マネキンや人物が写り込んだ、装着状態で表現された意匠

Q2-6-1 下図 6 の出願 F の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○特定可能

△一部特定可能

×特定できない

Q2-6-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

- ①人物が着ている状態で表現すると、着ている人物の状態、着衣の仕方によって同一意匠でも異なった印象を看者に与え、結果として意匠が不明確となるため。
- ②意匠に係る物品(花嫁衣装)とは、ドレス以外に写り込んでいる物品(ストール等)をすべて含めるのかがわからず、意匠の対象が不明確であるため。
- ③一枚の写真または図面による表現では、ドレスの他の面(例えば、背面)の態様が不明であるため。また、ドレス以外の物品も意匠を構成する場合、それらの物品の形状等が不明確であるため。

自由記載欄：

Q2-6-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

- ①人物を除外して、ドレスのみを表現した図面あるいは写真で意匠を表現する。
- ②人物、マネキン等が写り込んだ図面あるいは写真は使用状態を表す参考図として添付し、意匠登録を受けようとする意匠を特定するために必要な図面あるいは写真の添付を必須要件とする。

自由記載欄：

出願 F

(意匠は本写真のみで表現されています。)

【意匠に係る物品】

花嫁衣装
(Bridal gown)

(欧州共同体意匠
001714916-0002)



図 6

(4) 部屋・室内の表現に関する意匠

Q2-7-1 下図 7 の出願 G の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-7-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<p><input type="checkbox"/> ①「室内インテリア配置」という物品（概念）がなく、「室内インテリア配置」の権利範囲が不明確であるため。</p> <p><input type="checkbox"/> ②複数の物品（照明器具、ラック等）が、配置されているだけで一意匠を構成しているとはいえないため。</p> <p><input type="checkbox"/> ③個々の物品の配置に特徴があり一意匠を構成しているとしても、各物品の詳細および室内全体の形状が表現されておらず、登録を受けようとする意匠が不明確であるため。</p>
自由記載欄：

Q2-7-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<p><input type="checkbox"/> ①「室内インテリア配置」という物品（概念）を新たに設け、どの物品までが配置に含まれるのかを定義する。</p> <p><input type="checkbox"/> ②「室内インテリア配置」以外の範囲はディスクレームしていることを明確にするため、破線で室内全体の構造を描いた図面を添付する。</p> <p><input type="checkbox"/> ③配置を構成する各物品の意匠を表現した図又は写真を添付し、各物品の形状が特定できるようにする。</p>
自由記載欄：

<p>出願 G</p> <p>(意匠は本写真のみで表現されています。)</p> <p>【意匠に係る物品】 室内インテリア配置 (Get-up [arrangement of the interior of a room])</p> <p>(欧州共同体意匠 002081406-0001)</p>		図 7
---	--	-----

(5) 指示線や寸法が書き込まれた設計図で表現された意匠

Q2-8-1 下図 8 の出願 H の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-8-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①寸法線や具体的寸法などが、意匠を構成する要素なのかが不明確であるため。
<input type="checkbox"/> ②製図法として物品の形状は表現されているが、意匠全体の印象が把握しにくい。
<input type="checkbox"/> ③寸法や表面粗さを記載することによって、権利請求の範囲に影響を与えてしまうため。
自由記載欄：

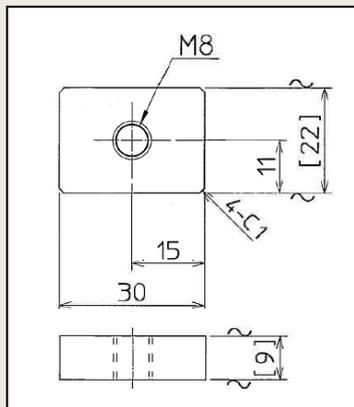
Q2-8-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①寸法線や寸法を除外し、正面図、断面図、以外に斜視図等を添付して、意匠全体が看者に与える印象を正確に表現できるようにする。
<input type="checkbox"/> ②寸法線や寸法を記載してもよいが、それらはディスクレームすることを明確にするために、願書にその旨を記載する。
自由記載欄：

出願 H (意匠はこれら二図面のみで表現されています。)

【意匠に係る物品】

ナット



(キリンテクノシステム株式会社作成図面)

図 8

(6) 一部の写真のみによって表現された織物地に関する意匠

Q2-9-1 下図 9 の出願 I の場合、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。(該当する回答を囲ってください。)

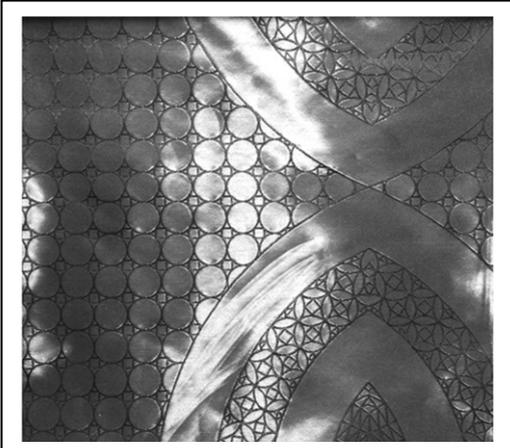
○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-9-2 △または×を回答された方に質問いたします。△または×とした理由に該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①織物地（長尺物）の一部なのか、あるいは添付された写真が織物全体を表しているかが不明確であるため。
<input type="checkbox"/> ②織物地（長尺物）であった場合、帯状の幅をもった略V字型の曲線がどのような単位の繰り返しで全体の模様を構成しているかが表現されていないため。
自由記載欄：

Q2-9-3 それでは、どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①織物地（長尺物）か、織物全体を表現しているかを、願書に記載して明確にする。
<input type="checkbox"/> ②繰り返される模様の最小単位を表現して、意匠全体の態様が特定できるようにする。
自由記載欄：

<p>出願 I (意匠は本写真のみで表現されています。) 【意匠に係る物品】 金属糸を含有する織物地 (Fabrics including metal threads)</p> <p>(国際登録 DM/078231)</p>		<table border="1"><tr><td>図 9</td></tr></table>	図 9
図 9			

3. 図の表記に関するご質問

(1) 図の表示が番号のみによる図面によって表現された意匠

Q2-10-1 下図 10 の出願 J の場合、各図に図の表記（「正面図」等）がありませんが、権利行使可能な程度に意匠が特定できていると思いますか。○、△、×のいずれかでお答えください。（該当する回答を囲ってください。）

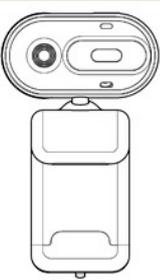
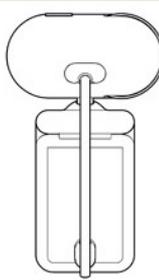
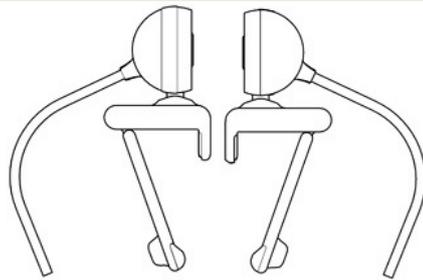
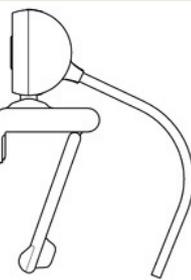
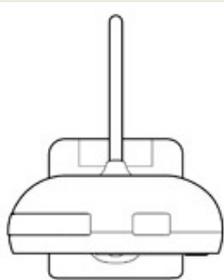
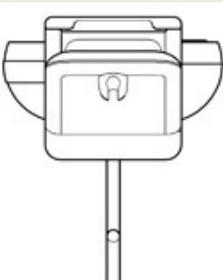
○特定可能	△一部特定可能	×特定できない
-------	---------	---------

Q2-10-2 △または×を回答された方に質問いたします。どのようにすればこの意匠が特定できるようになると思いますか。該当するものすべてにチェックし、それ以外に理由があれば自由記載欄にご記入ください。

<input type="checkbox"/> ①各図の表記を、図の向きを表す表現で記載する。（例えば、「正面図」等）
<input type="checkbox"/> ②別途説明に、各図の番号の説明を記載する。（例えば、「1.1 は正面図である」等）
自由記載欄：

出願 J
(意匠はこれら六図面のみで表現されています。)

【意匠に係る物品】
ウェブカメラ (Webcam)

1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6
					

(国際登録 DM/074286)

図 10

Ⅲ 出願に添付可能な図面等の要望に関するご質問

Q3-1 我が国の意匠登録出願の願書と図面で、出願しようとするデザインを表現しきれていますか。
下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

- ①十分表現できており、場合によっては過度と思われることがある。
- ②一定程度は表現できている
- ③表現できていない
- ④その他（自由記載）

（自由記載欄）

Q3-2 Q3-1 で「②一定程度は表現できている」及び「③表現できていない」を回答された方にご質問いたします。我が国へ意匠登録出願をする際に、出願しようとするデザインを表現したくてもできない場合、そのデザインの要素は何ですか。

（自由記載欄）

Q3-3 デザイン創作に使用している、実施製品に最も近い段階で使用するデザインの図法、デザインツール、デザインフォーマットはどのようなものですか。

①図法（例：等角投影図法）	
②デザインツール（例：3D-CAD）	
③データフォーマット（例：jpeg）	

Q3-4 出願しようとするデザインの意匠の要旨に係る箇所について、図面以外の文章による記載（願書の【意匠の説明】の欄の記載）によって表現することができますか。また、文章による表現を希望しますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

<input type="checkbox"/> ①文章で表現可能 <input type="checkbox"/> ②文章で表現不可能 自由記載欄 ()	<input type="checkbox"/> ③文章での表現を希望する 文章で表現したいこと：自由記載欄 () <input type="checkbox"/> ④文章での表現を希望しない 自由記載欄 ()
---	--

Q3-5 出願しようとするデザインの図面で表現しきれない箇所について、図面以外の文章による記載（願書の【意匠の説明】の欄の記載）によって表現することができますか。また、文章による表現を希望しますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

<input type="checkbox"/> ①文章で表現可能 <input type="checkbox"/> ②文章で表現不可能 自由記載欄 ()	<input type="checkbox"/> ③文章での表現を希望する 文章で表現したいこと：自由記載欄 () <input type="checkbox"/> ④文章での表現を希望しない 自由記載欄 ()
---	--

Q3-6 出願しようとする物品の機能・用途について、出願時に説明の記載を必要としていますか。また、製品のデザインコンセプトについて、説明の記載を必要としていますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

物品の機能・用途について	デザインコンセプトについて
<input type="checkbox"/> ①説明の記載を必要としている <input type="checkbox"/> ②物品によっては、説明の記載を必要としている <input type="checkbox"/> ③説明の記載は概ね必要無い 自由記載欄 ()	<input type="checkbox"/> ①説明の記載を必要としている <input type="checkbox"/> ②物品によっては、説明の記載を必要としている <input type="checkbox"/> ③説明の記載は概ね必要無い 自由記載欄 ()

Q3-7 企業／大学の方に質問いたします。意匠出願に添付する図面は通常、どこで作成をされていますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

- ① 自社／大学の設計部門あるいは作図を担当する部署
- ② 出願する意匠によっており、自社／大学の設計部門等で作成する場合と、特許事務所等に作成依頼をする場合がある
- ③ すべての出願について特許事務所等に依頼する

(自由記載欄)

Q3-8 海外への意匠出願の経験のある方に質問いたします。複数の国に出願する場合、各国の意匠制度における図法の違いによって、一意匠を出願する場合でも異なった種類の図面を作成したことはありますか。ある場合はその数を具体的にご回答ください。

(自由記載欄) 【例：出願する国数と同数、最も多く作成した種類数、作成する平均種類数など】

Q3-9 質問 Q3-8 で複数の異なった図面を作成した経験があると回答された方に質問いたします。図面を複数種類作成しなければならないことへの主な負担はどのようなものでしたか。下記の選択肢から該当するものにすべてチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

- ① 金銭的負担
- ② 人的負担 (マンパワーの不足など)
- ③ 技術的負担 (例：設計図面から引出線、中心線などの不要な部分を削除すること、3D-CAD 画像を六面図に作成し直すことなど)

(自由記載欄)

Q3-10 質問 3-9 で「金銭的負担」を回答された方に質問いたします。実際の金銭的負担の程度を可能な範囲でお答えください。

(自由記載欄) (例：例えば、3か国に出願する場合は1か国についての図法による作図にかかる費用の3倍、国ごとに出願する場合の図面作成にかかる平均費用など)

Q3-11 海外への意匠出願の経験のある方に質問いたします。我が国の意匠法と異なる簡易な図面等で出願をして登録されたため、図面等作成の負担が軽減された経験はありますか。負担が軽減された場合、その国（地域）をお示し頂くとともに、どのような点で負担が少なく済んだのか、具体的にご回答下さい。

(自由記載欄)

Q3-12 各国の図法の違いによる負担軽減策について希望することがありますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

- ①図法を統一して欲しい
- ②現在よりももっと多様な図法を認めて欲しい
- ③図法に関する制限そのものをなくして欲しい
- ④その他（自由記載）

(自由記載欄)

Q3-13 質問 Q2-1-1 から Q2-10-2 においてお示しした 10 図面または写真のうち、我が国の意匠登録出願に添付することを認めて欲しい図または写真はありますか。認めて欲しいと思われるものすべてにチェックを付けてください。

- | | |
|-------------------------------|--------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①図 1 | <input type="checkbox"/> ⑥図 6 |
| <input type="checkbox"/> ②図 2 | <input type="checkbox"/> ⑦図 7 |
| <input type="checkbox"/> ③図 3 | <input type="checkbox"/> ⑧図 8 |
| <input type="checkbox"/> ④図 4 | <input type="checkbox"/> ⑨図 9 |
| <input type="checkbox"/> ⑤図 5 | <input type="checkbox"/> ⑩図 10 |

Q3-14 質問 Q3-13 で認めて欲しい図また写真が、添付図面等として認められた場合、意匠登録出願に係る図面等の作成費用（外注している場合はその費用も含む）は削減できると思いますか。下記の選択肢から該当するものにチェックをするか、該当する選択肢がない場合は自由記載欄に記入をお願いします。

- ①図面等の作成費用は削減できる ②図面等の作成費用は削減できない

(自由記載欄)

Q3-15 質問 Q3-14 で「図面等の作成費用は削減できる」と回答された方にご質問します。図面等の作成費用は一意匠あたり平均でどの程度削減されるとお考えですか。該当するものにチェックを付けてください。

- ①1 万円以上～5 万円未満 ⑤30 万円以上～40 万円未満
 ②5 万円以上～10 万円未満 ⑥40 万円以上～50 万円未満
 ③10 万円以上～20 万円未満 ⑦50 万円以上
 ④20 万円以上～30 万円未満

Q3-16 海外への意匠出願の経験のある方に質問いたします。図面等の不備を理由とする拒絶理由を受けたことがありますか。その際、どのように対処しましたか。複数ある場合は代表的なケースを数件お教えてください。

①国名・地域	②拒絶等の理由	③拒絶等への対処概要

Q3-17 図法として多様なものを認めた場合、権利行使の際に不利になることがあると思いますか。

(自由記載欄)

以上でアンケートは終わりです。ご協力ありがとうございました。

